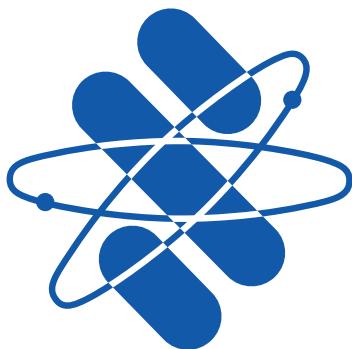


第 54 回

定時株主総会 招集ご通知



新型コロナウイルス感染拡大の防止と株主様の感染リスクを防ぐために、本年は、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
また、本年より、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
PMO日本橋江戸通ビル 9階 当社会議室
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

なお、開催場所が例年とは異なっておりますので
ご注意ください。

目次

第54回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	15
監査報告	18
株主総会参考書類	22
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 会計監査人選任の件	

証券コード 4752
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役社長 尾崎 裕一

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面による議決権行使にあたっては、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただき、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示、ご押印の上、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
PMO日本橋江戸通ビル 9階 当社会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第54期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 会計監査人選任の件
(議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」(22頁から23頁まで)に記載のとおりであります。)

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際し監査した計算書類に含まれております。
- ◎新型コロナウイルス対応について
当社ウェブサイトにて、本株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について掲載しております。
また、今後の状況変化によって、本株主総会の運営に変更が生じる場合もございますので、適宜ご確認くださいようお願い申し上げます。

<<当社ウェブサイト>> <http://www.showa-sys-eng.co.jp>

提供書面 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、引き続き緩やかに回復してきました。しかしながら、通商問題を巡る緊張等の海外経済の不確実性や地政学上のリスクに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大が世界経済に大きな影響を与え、景気の先行きは不透明さを増していくことになりました。

当社を取り巻く情報サービス産業においては、デジタルトランスフォーメーションに代表される新たなデジタルビジネスの創造や革新の流れの中で、AIやIoTといった最新テクノロジー分野への対応やセキュリティ対策の重要性が高まっております。また、新技術の高度化、多様化に対応するための技術者不足も課題となるなか、情報サービス産業に対する需要はますます拡大しております。

このような状況の中、当社は従来からの“Traditional IT Business”の維持・拡大、新たな“Digital Business”の獲得に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の業績は売上高6,193百万円（前期比0.3%減）、営業利益500百万円（前期比4.9%増）、経常利益509百万円（前期比4.9%増）、当期純利益343百万円（前期比5.8%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

当事業年度より、従来の「BPOエントリー事業」から「BPO事業」へとセグメントの名称を変更しております。なお、セグメント名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

a. ソフトウェア開発事業

ソフトウェア開発事業は、売上高6,051百万円（前期比0.5%減）、売上総利益938百万円（前期比0.4%減）となりました。

b. BPO事業

BPO事業は、売上高142百万円（前期比10.2%増）、売上総利益10百万円（前期は売上総利益0百万円）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 51 期 (2017年3月期)	第 52 期 (2018年3月期)	第 53 期 (2019年3月期)	第 54 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	6,142,746	6,077,061	6,210,810	6,193,309
経 常 利 益 (千円)	442,217	465,343	485,111	509,047
当 期 純 利 益 (千円)	286,261	321,170	324,260	343,142
1 株当たり当期純利益 (円)	61.48	72.07	73.28	77.55
総 資 産 (千円)	5,636,353	5,823,004	6,145,954	6,492,884
純 資 産 (千円)	2,854,201	2,993,759	3,217,004	3,440,709
1 株当たり純資産額 (円)	613.01	676.58	727.03	777.59

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。

なお、期末発行済株式数は、自己株式を控除しております。

2. 第54期(当事業年度)の状況につきましては、前記「1. 会社の現況(1)当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

各企業におけるデジタルビジネスへの取り組みが急速に進められており、情報化投資にも積極的な姿勢が見られる中、デジタルビジネスの定義が多様化しております。

デジタルトランスフォーメーションの実現には幅広い高度な技術力を持つ人材が不可欠であり、その育成と確保が引き続き重要な課題であると見ております。

このような中、当社はソフトウェア開発事業として、従来からの"Traditional IT Business"の維持・拡大を図りつつ、これからの"Digital Business"への参入を推し進め、これら二つを両立させる「バイモーダルなデジタルビジネスカンパニー」を目指す新中期経営計画「+transform」を掲げてスタートし、これを達成すべく、以下の重点課題に取り組んでまいります。

① ナレッジ型ビジネスの深化と拡大

長年蓄積したソリューションノウハウを活かし、マーケットの動向を注視しつつ資源の集中を図ることで、事業の拡大はもとより顧客満足度の向上に邁進してまいります。加えて顧客の課題解消をはじめ新たなサービスの創出に至るまで、高度なスキルと提案力で積極的に実現してまいります。

② デジタルビジネスへの取り組み

ビジネスイノベーション室を中心にデジタルビジネスへの取り組みを推進しており、顧客が目指すデジタルトランスフォーメーションを実現すべく、積極的に先端技術を習得しビジネス拡大への道筋を確立すべくチャレンジしてまいります。

③ 技術者の育成

日進月歩で技術革新が続く情報サービス産業において安定的成長を維持するために、市場が求める技術者の確保に向けた採用計画と、将来を見据えた戦略的な人材育成計画に積極的に取り組んでまいります。

従来のIT技術者育成に加え、データサイエンティスト/AI技術者の育成に注力し、顧客が目指すデータを活用したビジネス実現に貢献する人材の育成に注力してまいります。

④ ビジネスパートナー維持・拡大

新規案件発生時の迅速な体制構築、要員不足の解消に向け、ビジネスパートナーの維持・拡大を図る施策が引き続き必要である認識のもと、自社内での開発基盤であるファクトリービジネスグループの活用を中心とした施策を考えてまいります。

またデジタルビジネスの創出を目指し、異業種を含めた新たなビジネスパートナーとの協業関係構築に取り組んでまいります。

⑤ 採算管理体制の維持・強化

開発要員の不稼働による損失を排除するとともに、プロジェクト毎の採算悪化を防止するため、プロジェクトマネジメントレビューを一層充実させ、採算管理体制の維持・強化を図ります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社は、コンピュータのソフトウェア開発事業、BPO事業及びその他関連諸事業を主たる業務としております。

事業内容	主要製品
ソフトウェア開発事業	情報システムの開発 システムインテグレーション・サービス 情報システムの開発・運用に関するコンサルティング
BPO事業	データエントリー・サービス、業務代行等サービス

(6) 主要な事業所等（2020年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
 大阪支社 大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号
 中目黒分室 東京都目黒区上目黒1丁目21番12号

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
431名	—	37.9歳	14.9年

(注) 上記使用人数には、取締役及び臨時社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社愛媛銀行	10,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 18,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,810,000株 (自己株式385,169株を含む)
- (3) 株主数 1,332名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
尾 崎 裕 一	1,017,900株	23.00%
古 殿 恭 子	474,000株	10.71%
昭和システムエンジニアリング従業員持株会	204,600株	4.62%
有 限 会 社 オ ー エ ム 商 事	200,000株	4.51%
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	180,000株	4.06%
日 本 ユ ニ シ ス 株 式 会 社	150,000株	3.38%
山 口 勝 彦	125,100株	2.82%
戸 堀 淳 子	100,000株	2.25%
山 口 岳 彦	96,000株	2.16%
昭和システムエンジニアリング取引先持株会	93,800株	2.11%

(注) 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てております。
持株比率は、自己株式 (385,169株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2020年3月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾崎裕一	
専務取締役	立花昌幸	ソリューションサービス事業本部長
常務取締役	関口雅博	管理本部長
取締役	川合雅浩	ソリューションサービス事業本部第三統括部長
取締役	小口修一郎	ソリューションサービス事業本部ビジネスイノベーション室長兼大阪支社長
取締役	宮本智之	ソリューションサービス事業本部第二統括部長
取締役	有坂洋文	日興システムソリューションズ株式会社代表取締役社長
取締役	榮哲男	
常勤監査役	西川康雄	
監査役	西牧良悦	税理士 株式会社うかい社外監査役
監査役	野口英明	弁護士

- (注) 1. 取締役 有坂洋文氏、榮哲男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 西牧良悦氏、野口英明氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 有坂洋文氏は、日興システムソリューションズ株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間でシステム開発委託の取引があります。
4. 監査役 西牧良悦氏が兼職している他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
5. 監査役 西牧良悦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 榮哲男氏、監査役 西牧良悦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に辞任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	111,950千円 (6,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	18,600 (5,400)
合 計	13	130,550

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1992年6月19日開催の株主総会決議において年額1億8千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1989年5月27日開催の株主総会決議において年額2千万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役有坂洋文氏は、日興システムソリューションズ株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間でシステム開発委託の取引があります。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
有 坂 洋 文	取締役	当事業年度に開催された取締役会には、16回全てに出席し、主にIT業界における長年の業務経験及び経営者として培った幅広い見識を活かし、社外の客観的・専門的見地から適宜発言を行っております。
榮 哲 男	取締役	当事業年度に開催された取締役会には、16回全てに出席し、主にIT業界で培った知識・見地から適宜発言を行っております。
西 牧 良 悦	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、16回中15回、また、監査役会には、18回中17回出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
野 口 英 明	監査役	当事業年度に開催された取締役会には、16回中15回、また、監査役会には、18回中18回出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人大手門会計事務所

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 10,800千円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 10,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、監査役会において会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断をし、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定した場合は、本議案を決議の上、株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の前事業年度における業務執行状況や実績を分析・評価し、当事業年度の監査計画、報酬額の見積りの算出根拠、算定内容の合理性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社における業務の適正を確保するために必要な体制の整備を図っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 取締役及び使用人が当社の経営理念及び行動指針に基づき、法令、定款及び社内規則の遵守はもとより社会規範を遵守するよう、研修等を通じ教育・啓発を継続的に行う。
- ロ 内部牽制組織を設け、定期的な監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ハ 社内において法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合は、使用人が直接通報できるよう内部通報の制度を設ける。
- ニ 財務報告の信頼性を確保するために、財務諸表に係る内部統制システムの構築を行い、継続的に評価し不備があれば必要な是正を行うとともに、適切な運用に努める。
- ホ 反社会的勢力排除に向け、当社「行動指針」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引その他一切の関係を持たず毅然とした姿勢で対応する。さらにこれら関係ある企業、団体、個人とは一切関係を持たないこととする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行う。

- イ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及びそれらの関連資料
- ロ 各種委員会その他重要会議の議事の経過及びその関連資料
- ハ 会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は証券取引所に提出した書類の写し等その他重要文書

情報の保存期間及び保存場所等の保存及び管理に関する体制については、文書管理規程、情報セキュリティ基準及び個人情報保護マネジメントシステムに定める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営全般に係るリスクに対応するため、リスク・危機管理規程を定め、その整備・運用をするとともに、内部牽制組織及び外部機関により運用状況を監視又は審査する。

有事においては、リスク・危機管理規程に基づき各事業部門又は会社全体として対応することとする。

また、災害等での本社機能喪失時に備え、支社に本社基幹システムのデータをバックアップし、その復旧するまでの期間、支社が運用を代行する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営戦略・事業計画の執行に関する最高意思決定機関として定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び職務執行状況の監督等を行う。さらに、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に関する意思決定を適宜行うために、臨時の取締役会をその都度開催する。

また、社長以下役付取締役をメンバーとする経営会議を適宜開催し経営に関する意思決定を迅速に行う。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、取締役と監査役が意見交換のうえ決定する。
- ロ 使用人が監査役を補助する期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ハ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑥ **取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況の報告を行う。

取締役及び使用人が、監査役へ報告を行うことができる体制を維持し、いかなる場合においても報告を行ったことを理由として、当該報告を行った者に対して不利な取り扱いを行わないものとする。

⑦ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、費用の前払等の請求をしたときは、請求に係る費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。なお、監査役は、費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

⑧ **その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。

また、取締役は、監査役による監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役が監査を行うための環境を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」を内部牽制組織である「内部統制推進グループ」のもと、実効性ある体制の整備、運用、維持、見直しを推進するとともに、定期的に運用状況を取締役会において評価いたしております。運用状況の概要は以下のとおりです。

当社の取締役会は、取締役8名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には監査役3名（うち、社外監査役2名）が出席し当事業年度において16回開催され、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行いました。

議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行うことで経営監視機能の強化及び向上を図っております。

また、コンプライアンス体制、リスク対応及び財務報告に係る内部統制を含む内部統制システムの運用確認については、当事業年度において内部統制推進会議（常勤監査役出席）を8回開催し、法令等に則り実効性ある内部統制システムの運用が図られ、社員への啓蒙、周知徹底、社内諸規程等の制定、改定等を行い有効性の向上を図っております。

2020年度も引き続き同基本方針に則り適正な運用に努めるよう徹底してまいります。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と収益力の向上を維持するとともに、今後の業績に裏付けられた適正な利益配分を行っていくこととし、従来の安定的な配当に加え、配当性向を当社の特別損益を控除して算出される当期純利益の30%~40%相当を目標として継続的に実現することを目指してまいります。

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,205,479	流 動 負 債	990,236
現金及び預金	4,460,826	買掛金	254,177
売掛金	714,226	短期借入金	10,000
仕掛品	10,352	未払金	52,777
前払費用	19,107	未払費用	66,808
その他	966	未払法人税等	135,008
固 定 資 産	1,287,405	未払消費税等	87,319
有 形 固 定 資 産	1,173,326	預り金	22,864
建物	49,774	賞与引当金	361,280
構築物	3,981	固 定 負 債	2,061,938
車両運搬具	9,149	役員退職慰労未払金	60,973
器具及び備品	9,378	退職給付引当金	2,000,965
土地	101,043	負 債 合 計	3,052,174
無 形 固 定 資 産	3,332	純 資 産 の 部	
その他	3,332	株 主 資 本	3,575,570
投 資 其 他 の 資 産	1,110,746	資本金	630,500
投資有価証券	196,050	資本剰余金	553,700
従業員長期貸付金	12,845	資本準備金	553,700
繰延税金資産	733,795	利 益 剰 余 金	2,592,058
差入保証金	124,911	利益準備金	99,000
会員権	27,350	その他利益剰余金	2,493,058
その他	15,792	別途積立金	740,000
資 産 合 計	6,492,884	繰越利益剰余金	1,753,058
		自 己 株 式	△200,688
		評価・換算差額等	△134,860
		その他有価証券評価差額金	44,518
		土 地 再 評 価 差 額 金	△179,378
		純 資 産 合 計	3,440,709
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,492,884

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		6,193,309
売上原価		5,244,986
売上総利益		948,323
販売費及び一般管理費		447,984
営業利益		500,338
営業外収益		
受取利息	472	
受取配当金	5,377	
受取手数料	784	
受取家賃	1,860	
雑収	340	8,834
営業外費用		
支払利息	43	
固定資産除却損	82	126
経常利益		509,047
特別利益		
固定資産売却益	1,850	1,850
税引前当期純利益		510,898
法人税、住民税及び事業税	202,629	
法人税等調整額	△34,873	167,755
当期純利益		343,142

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	630,500	553,700	553,700	99,000	740,000	1,516,111	2,355,111
当 期 変 動 額							
剰余金の配当			—			△106,195	△106,195
当 期 純 利 益			—			343,142	343,142
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			—				—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	236,946	236,946
当 期 末 残 高	630,500	553,700	553,700	99,000	740,000	1,753,058	2,592,058

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△200,688	3,338,623	57,759	△179,378	△121,619	3,217,004
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△106,195			—	△106,195
当 期 純 利 益		343,142			—	343,142
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）		—	△13,241		△13,241	△13,241
当期変動額合計	—	236,946	△13,241	—	△13,241	223,705
当 期 末 残 高	△200,688	3,575,570	44,518	△179,378	△134,860	3,440,709

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月14日

株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役会 御中

監査法人 大手門会計事務所
東京都中央区

指定社員 公認会計士 向井真悟 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 亀ヶ谷顕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社昭和システムエンジニアリングの2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、現会計監査人が2019年12月6日に公認会計士・監査審査会からの検査結果に基づく勧告を受けたことに鑑み、業務管理および品質管理体制の状況について、改めて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社昭和システムエンジニアリング 監査役会

常勤監査役	西川康雄	Ⓔ
社外監査役	西牧良悦	Ⓔ
社外監査役	野口英明	Ⓔ

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社昭和システムエンジニアリング
取締役社長 尾 崎 裕 一

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけており、株主資本の充実と収益力の向上を維持するとともに、今後の業績に裏付けられた適正な利益配分を行っていくこととし、従来の安定的な配当に加え、配当性向を当社の特別損益を控除して算出される当期純利益の30%～40%相当を目標として継続的に実現することを目指してまいります。

第54期期末配当に関する事項

第54期の期末配当につきましては、当期業績及び今後の事業計画等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、金24円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は106,195,944円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月22日といたしたいと存じます。

第2号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である監査法人大手門会計事務所は、本総会終結の時をもって任期満了となります。同監査法人は11年間にわたり当社の監査を実施してきましたが、2019年12月6日に公認会計士・監査審査会より金融庁長官に対し、同監査法人についての勧告がありました。これを受け、監査役会は、次期会計監査人として当社の事業展開を踏まえ、それに対応できる複数の監査法人の比較検討を実施した結果、新たな会計監査人として東邦監査法人を選任する議案の内容を決定し、本議案を付議しております。

監査役会が東邦監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年3月現在)

名称	東邦監査法人	
主たる事務所	東京都千代田区神田小川町3丁目3番2号 マツシタビル6階	
沿革	1979年3月 2014年7月 2018年7月 2018年7月	東邦監査法人を設立 事務所を現在の千代田区神田小川町3丁目3番2号に移転 監査法人青柳会計事務所（1990年7月設立代表本間哲也）と合併 理事長石井克昌（現任）
概要	資本金 26百万円 構成人員 代表社員・社員 16名 公認会計士 37名 その他 10名 （米国公認会計士、公認会計士試験合格者含む） 合計 63名 クライアント概要 110社	

以上

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋小伝馬町1番5号
PMO日本橋江戸通ビル 9階 当社会議室
開催場所が例年とは異なっておりますのでご注意ください。



東京メトロ日比谷線
J R 総武本線
東京メトロ銀座線／半蔵門線
都営新宿線
都営浅草線／東京メトロ日比谷線
J R 中央線／山手線／京浜東北線

小伝馬町駅
新日本橋駅
三越前駅
岩本町駅
人形町駅
神田駅

3番出口
5番出口
A10番出口
A5番出口
A5番出口
南口

徒歩約2分
徒歩約5分
徒歩約8分
徒歩約9分
徒歩約9分
徒歩約12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

